

○伊賀市自動販売機設置事業者募集入札実施要綱

平成23年1月21日告示第13号

改正

令和5年1月31日告示第8号

伊賀市自動販売機設置事業者募集入札実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市有土地又は市有建物内に自動販売機を設置する設置事業者募集入札（以下「入札」という。）の実施に関し必要な事項を定めることにより、入札の円滑な執行を図るとともに、適正な手続の履行に資することを目的とする。

(対象案件)

第2条 入札の対象案件は、土地及び建物（以下「土地等」という。）の使用料とする。

(参加資格)

第3条 入札に参加できる者は、次の各号のすべてに該当する者でなければならない。

(1) 本市内で清涼飲料水等の販売をしている者で、本市に本店、支店又は営業所（以下「販売拠点」という。）を置いている者。本市に販売拠点を置いていない場合にあっては、入札を実施する土地等へ現在自動販売機を設置している者。ただし、後者の場合、入札に参加できるのは、現在自動販売機を設置している土地等のみとする。

(2) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可等の免許を有していること。

(3) 自動販売機の設置業務において、自ら管理運営する期間が1年間以上の実績を有していること。

(4) 市の指定する税を滞納していない者

(5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格に関する規定）に該当しない者

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその他反社会的団体及びその構成員等でない者

(7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体及びその団体に属しない者

(入札の方法)

第4条 入札は、一般競争入札により行う。

2 入札において、一般競争入札に付してもなお落札者がいない場合で、当該土地等へ既設している

者があるときは、その者に最低入札価格以上の価格で継続して使用許可できるものとする。

(入札の公告)

第5条 入札に付する事項は、伊賀市契約規則（令和4年伊賀市規則第29号）第4条の規定に基づき公告するものとする。

(最低入札価格の事前公表)

第6条 入札の際、市長が適当と認めるときは、事前にその最低入札価格を公表することができる。

(入札参加申請書等の提出)

第7条 入札に参加しようとする者は、所定の期日までに別に定める入札参加申請書（以下「申請書」という。）を提出しなければならない。

2 第3条第3号の案件については、申請書提出の際、別に定める自動販売機設置（経営）状況報告書を提出しなければならない。

(参加資格の確認)

第8条 市長は、提出された申請書等の内容について審査し、参加資格の有無について決定するものとする。ただし、公告において落札候補者決定後に審査する旨指定した条件の審査については、開札後、落札候補者についてのみ審査を行うものとする。なお、落札候補者に参加資格が無いと認められる場合は、次順位者を落札候補者として参加資格の審査を行うものとする。また、同順位の落札候補者となりうる者が複数存在する場合は、くじ引きにより落札候補者を決定するものとし、くじ引きの結果、落札候補者となった者の参加資格が無いと認められる場合は、同様に参加資格があると認められる落札候補者が決まるまで繰り返すものとする。

2 市長は、申請書等を提出した者で不適格と認められるものを除き入札に参加できるようにしなければならない。

3 市長は、参加資格を決定した場合は、申請者に別に定める入札参加申請受付済証（以下「入札参加証」という。）により通知するものとする。ただし、参加資格が不適格の場合は、別途通知するものとする。

(参加資格がないと認めた者に対する理由の説明)

第9条 参加資格がないと通知を受けた者は、所定の期日までに書面によりその決定理由について市長に説明を求めることができる。

2 市長は前項に基づく説明を求められたときは、原則として説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内（伊賀市の休日を定める条例（平成16年伊賀市条例第2号）第1条第1項の各号に掲げる日を除く。）に書面により回答するものとする。

(参加資格の取消し)

第10条 第8条第3項で入札執行の通知を受けた者が、次の各号の一に該当することとなったときは、市長は当該参加資格を取り消すことができるものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。
- (2) 申請及び添付書類において、虚偽の申請をし、又は重要な事実について記載をしなかったことが判明したとき。

2 前項により参加資格を取り消す場合、当該取消しをされた者に別途通知するものとし、この通知にあたっては前条の規定を適用するものとする。

(入札の執行)

第11条 入札の執行前に入札参加証の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

- 2 入札は、持参により行うものとする。
- 3 開札は、入札執行の日時において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入開札事務に關係のない職員を立ち会わせて行うものとする。

(現場説明会)

第12条 現場説明会は、原則として行わないものとする。ただし、現場説明会を行う必要のあるときは、事前に公告において明らかにするものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成23年1月21日から施行する。

附 則（令和5年1月31日告示第8号）

この告示は、令和5年1月31日から施行する。